

提出議案の正当性の検証は 反対意見から

常議員会議長 安藤 武久



常議員会を充実かつ活発な討議の場に

2005年11月7日の第8回常議員会が終了し、既に3分の2が経過した。

第1回の常議員会で、思いもよらず議長としての所信表明をすることになったが、東京弁護士会では、常議員会は総会に次ぐ極めて重要な会内意思の決定機関であること、司法改革の制度設計がほぼ終了し本年度は本格的に実行の段階に入った年であるので、常議員会にも多くの重要な議案が提出されることが予想されること、充実かつ活発な討議の場となるように努力すること等を述べ議長に選任された。議長として出来るだけ発言の制約をせず質疑・討論をしてもらうよう心掛けることにした。

反対論にも傾聴すべきものが

活発な質疑と賛成・反対の討論は、早くも第2回常議員会に提出された総会付議事項としての『平成16年度の決算と平成17年度の予算及び昨年の臨時総会で決議された「OAシステムの刷新に関する宣言」に基づくOA刷新に関する費用を剰余金から支出する件』であった。これらの議論を壇上から聞いていると、前年度理事者の常議員と現下司法改革に反対する常議員とのバトルとみることできるが、法律相談センターや公設事務所の支出の問題やOA刷新費用の問題等反対論にも傾聴すべきものもあると思われる。結論としては賛成多数で総会付議が承認された。

第4回常議員会では、東弁が都市型公設事務所の第

1号として開設した「弁護士法人東京パブリック法律事務所・池袋法律相談センターの事務所移転に関する件」で約6,000万円の支出を認めるかどうかという議案であった。上記事務所の極めて劣悪な執務環境や事務所が手狭になったこと並びに過疎地公設事務所への弁護士派遣や弁護士任官の支援、判事補の弁護士経験受け入れ、法科大学院のエクスターンシップ受け入れ等の公益活動が評価され承認された。

議論が白熱、時間をかけた2つの議案

現在までの常議員会で、最も議論が白熱し質疑討論に時間をかけたのは、日弁連から照会のあった「裁判所の処置請求に対する取扱規程(案)」と「開示証拠の複製等の交付等に関する規程(案)」についての東弁の意見書案の議案であった。特に東弁の専門家集団である刑事弁護委員会や法廷委員会等から反対の意見書が提出された。これらの規程(案)を認めると刑事弁護活動が萎縮させられてしまうか否かの認識の相違にあると考えられた。

9月の臨時常議員会から10月及び11月の3回に亘る常議員会において延べ数十人の常議員から質問や賛成・反対の意見が表明された。重複質問や意見もあったが、議長としては壇上でジッと我慢して聞き、発言を制限することはしなかった。11月の常議員会では「質疑打ち切り」の動議が提出されたが、この動議は結局否決され、反対意見の常議員の意見表明もなされたことは、極めて健全な常議員の良識を示すものであった。

この2つの議案は、会派や委員会の意見も取り入れ理

事者が一部修正した議案が賛成多数で承認可決された。

質問や反対意見は重要な検証材料

私は理事者が提出する議案が正当であるか否かを検証するには反対意見に充分耐えられるか否かにかかっ

ていると常に考えている。そもそも質問も反対意見もなく全会一致というのはおかしいと考えている。質問や反対意見は極めて重要であり検証材料である。議長として、今後とも有能な加藤俊子副議長の助けをお借りして、発言をなるべく制限せず「公平」且つ「適正」な議事進行に努力したいと考えている。

常議員会副議長に 就任して

常議員会副議長 加藤 俊子



国会にたとえられる常議員会

本年度の東京弁護士会の常議員会は会員の選挙によって選出された常議員80名で構成されている。常議員会はしばしば国政における国会にたとえられている。常議員会での審議、決議の結果が東弁の最終的意思決定となることが多いからである。

私は第1回常議員会で、安藤武久議長とともに副議長に推薦され選任された。重責であるが、大変光栄なことであるので、常議員会で活発な審議が行なわれるよう、適切公正な議事運営を行なうことを目指して、副議長に就任させていただいた。

常議員会で行なわれる新入会員宣誓式

ここで常議員を経験したり、説明員での出席や傍聴等をしたことがない方向けに、常議員会の様子を紹介する。

定時の常議員会は毎月1回開催され(今年度は概ね7日)、2005年11月現在で8回開催された。議場は弁護士会館のクレオに設けられ、壇上に議長、副議長席、平場には井形に机が配置され、議長席のすぐ下が役員席になっている。なお、去る10月6日の常議員会では、新入会員190名の宣誓式が行なわれ、常議員の机で囲まれた空間に満員電車さながらに新入会員の方々が入場された。

通常の委員会と違うところは、各常議員の席が決まっています。名札が置かれているところである。また、毎回、報告事項や議案の資料とともに、各常議員個別の出席状況、出席率が一覧表で配布されている。

壇上から議場を見渡していると

副議長として議事運営に携わるようになって8か月。毎回、壇上から議場を見渡しているうち、常議員の方々の顔と名前、どの辺りに座っているかが分かってきた。

副議長の役割は、会議の冒頭で、議長の指名を受けて、常議員の出席者数を発表し、会則53条の定足数(20名)を満たし、常議員会が有効に成立していることを説明すること、議事録署名者2名を指名すること、議長の補佐役として、質問や意見表明をするため挙手をしている常議員を確認しておくこと、質問や意見の内容をメモするなどして議長が整理する際に遺漏のないように備えておくこと、議事進行の状況、流れを確認し、適宜議長に進言すること、採決の際の挙手の確認である。また、万一の場合には議長の代行をしなければならないので、病気で欠席などしないように万全を期すことも副議長の重要な役割のようである。

充分な審議を尽くせるように

常議員会では、毎回、様々な審議事項、報告事項が上程され、関連の分厚い資料が事前配布される。常議員は各人が資料を検討したり、所属会派、団体が勉強会を行なったりした上で、常議員会に出席し、議論がなされている。

残すところ、4か月となったが、これからも常議員会において充分な審議を尽くせるように、安藤議長を補佐し、副議長として任務を全うしたいと考えている。